

第4章 目標達成に向けた施策

【第4章の見方】

基本目標	「望ましい環境像」の実現に向け、4つの「基本目標」を設定しています。
環境分野	4つの基本目標を達成するため、分かりやすい10の環境分野に分類して施策を掲載しています。
対応するSDGs	環境分野ごとに対応するSDGsの17のゴールをロゴマークで表示しています。
環境目標	環境分野ごとの目標を言葉で表現しています。
課題	第1章第2節の「第二次計画の総括」や、第2章の「環境の現状」から明らかとなった課題を環境分野ごとにまとめて掲載しています。
環境目標に対する指標	環境目標の達成度を評価するための指標を設定しています。中間目標値を2027(令和9)年度、目標値を2032(令和14)年度としています。
環境目標を達成するための施策・方針	各環境分野の具体的な施策、方針を示しています。
市民・事業者・滞在者の取り組み	市民、事業者、滞在者の取り組み内容を掲載し、該当する主体を「★印」で示しています。

環境分野

基本目標

環境分野

▼基本目標1 きれいな空気 おいしい水 心安らく環境のまちづくり

対応するSDGs

1 大気環境

環境目標

●環境目標 | 澄んだ空気を維持する

■課題

- 2021(令和3)年度に実施した環境意識調査の結果によると、「空気のきれいさ」については、中学生・高校生・市民のいずれも満足度が高く、良好な状態が保たれていると考えられます。
- 二酸化窒素の測定結果については環境基準を達成していますが、2021(令和3)年度には光化学オキシダント注意報が2回発令されました。今後も県と連携して監視を継続する必要があります。
- より環境への負荷が少ない次世代自動車への転換やエコドライブの推進などの自動車排ガス対策、工場・事業所から発生する大気汚染対策を広域で行う必要があります。



課題

●環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
光化学オキシダントの注意報発令回数	2回	0回	0回
二酸化窒素の測定結果	0.011 ppm	0.06 ppm 以下 <small>(※環境基準値)</small>	0.06 ppm 以下 <small>(※環境基準値)</small>

環境目標に対する指標

●環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①大気監視伝達体制の整備・充実	◇ 県と連携し、異常が生じた場合には迅速に対応します。
②自動車排ガス対策	◇ エコドライブの普及啓発に努めます。 ◇ 自動車の使用を自粛し、自転車や徒歩による移動を啓発します。 ◇ 必要以上のマイカー利用の抑制のため、バス・鉄道事業者、関係団体、市民などととも、総合的な交通施策を検討します。

市民・事業者・滞在者の取り組み

●市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
①	○ 光化学オキシダント注意報などの情報に注視します。	★	★
○ アイドリングストップ、急加速をしないなど、環境に配慮したエコドライブを実践します。	★	★	★
②	○ 電車やバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。	★	★
○ 自動車の買い替え時には、次世代自動車に切り替えます。	★	★	

環境目標を達成するための
施策・方針

環境分野

▼基本目標1 きれいな空気 おいしい水 心安らぐ環境のまちづくり

1 大気環境



環境目標 | 澄んだ空気を維持する

課題

- 2021（令和3）年度に実施した環境意識調査の結果によると、「空気のきれいさ」については、中学生・高校生・市民のいずれも満足度が高く、良好な状態が保たれていると考えられます。
- 二酸化窒素の測定結果については環境基準を達成していますが、2021（令和3）年度には光化学オキシダント注意報が2回発令されました。今後も県と連携して監視を継続する必要があります。
- より環境への負荷が少ない次世代自動車への転換やエコドライブの推進などの自動車排ガス対策、工場・事業所から発生する大気汚染対策を広域で行う必要があります。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
光化学オキシダントの注意報発令回数	2回	0回	0回
二酸化窒素の測定結果	0.011 ppm	0.06 ppm 以下 (※環境基準値)	0.06 ppm 以下 (※環境基準値)

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①大気監視伝達体制の整備・充実	◇ 県と連携し、異常が生じた場合には迅速に対応します。
②自動車排ガス対策	◇ エコドライブの普及啓発に努めます。
	◇ 自動車の使用を自粛し、自転車や徒歩による移動を啓発します。
	◇ 必要以上のマイカー利用の抑制のため、バス・鉄道事業者、関係団体、市民などととも、総合的な交通施策を検討します。
	◇ 次世代自動車の普及に努めます。
③工場・事業所対策	◇ 公用車の次世代自動車への順次転換を行うとともに、公共施設等の次世代自動車インフラの整備拡大を図ります。
	◇ 工場・事業所に対して、大気汚染の防止に関する啓発を行います。
	◇ 県と連携し、「大気汚染防止法」や県条例に基づき、特定工場等に対して立入検査を実施するなど、規制・監視を行います。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者	
① ○ 光化学オキシダント注意報などの情報に注視します。	★	★	★	
② ○ アイドリングストップ、急加速をしないなど、環境に配慮したエコドライブを実践します。	★	★	★	
	○ 電車やバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。	★	★	
	○ 自動車の買い替え時には、次世代自動車に切り替えます。	★	★	
③ ○ 大気汚染に関心を持ち、異常を発見した場合は市に連絡します。	★		★	
	○ 「大気汚染防止法」を遵守し、特定工場等に対する立入検査に協力します。		★	
	○ 大気汚染発生源への対策を講じます。		★	

colum コラム

エコドライブ 10 のすすめ

「エコドライブ」とは環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のことであり、省エネルギーとともに自動車から排出される窒素酸化物などの排出削減につながり、大気汚染対策にも有効なものです。自動車を運転する際には、以下に示すようなエコドライブを実践しましょう。

- ①自分の燃費を把握しよう
- ②ふんわりアクセル「e スタート」
- ③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤エアコンの使用は適切に
- ⑥ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨不要な荷物はおろそう
- ⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう



【資料：COOL CHOICE ウェブサイト（環境省）】

colum コラム

光化学オキシダント注意報・警報

光化学オキシダント注意報は、光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められる場合に都道府県知事によって発令されます。さらに、1時間値が0.24ppm以上になり、その状態が継続すると認められる場合には光化学オキシダント警報が発令されます。光化学オキシダント注意報・警報が発令された場合は、以下の点に注意してください。

- 目やのどに刺激を感じたときは、洗眼やうがいをする。
- それでも治らないときは、医師の診断を受ける。
- 屋外に出たり、屋外での運動は控える。
- 自動車の運転は、なるべくしないようにする。

環境分野 ▼基本目標1 きれいな空気 おいしい水 心安らぐ 環境のまちづくり

2 水環境



環境目標 | 清らかな水環境を保全する

課題

→ 河川 BOD や海域 COD の値は、環境基準を達成しています。しかし、2021（令和 3）年度に実施した環境意識調査の結果によると、「川の水のきれいさ」「海の水のきれいさ」については、中学生・高校生・市民のいずれも満足度がそれほど高くなく、特に「海の水のきれいさ」については中学生・高校生で満足度が非常に低くなっています。



→ 2021（令和 3）年度の本市の污水处理人口普及率は 61.5%で、県平均（84.3%）より低くなっています。市内世帯の約 4 割の生活排水が処理されず、河川に排出されているため、今後も下水道の整備、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、河川等の継続的な監視が必要です。加えて、「水質汚濁防止法」や県の条例に基づき、工場・事業所に対しての規制や啓発を行う必要があります。

環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021 年度)	中間目標値 (2027 年度)	目標値 (2032 年度)
河川 BOD75%値（八代田橋）	1.2 mg/ℓ	2 mg/ℓ以下 (※環境基準値)	2 mg/ℓ以下 (※環境基準値)
河川 BOD75%値（渚橋）	1.1 mg/ℓ	3 mg/ℓ以下 (※環境基準値)	3 mg/ℓ以下 (※環境基準値)
海域 COD75%値（伊東港中央）	1.9 mg/ℓ	2 mg/ℓ以下 (※環境基準値)	2 mg/ℓ以下 (※環境基準値)
污水处理人口普及率	62%	71%	79%
合併処理浄化槽補助事業による設置基数 (累計) *	796 基	856 基	906 基

*1990（平成 2）年度末からの累計

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①水環境の監視伝達体制の整備・充実	◇ 県と連携し、異常が生じた場合には迅速に対応します。
	◇ 伊東大川支流、その他河川及び一碧湖の水質測定を実施します。
②生活排水対策	◇ 公共下水道全体計画区域外では、合併処理浄化槽による整備を推進します。
	◇ 公共下水道事業計画区域内の整備率向上を目指して、整備効率の高い地区へ管路網の整備を推進します。

施策	方針
②生活排水対策（続き）	◇ 下水道施設の老朽化及び耐震化対策を図り、管きよ・処理施設の安全で効率的な維持管理と安定した水質管理を目指します。
	◇ 下水道の日（9月10日）や小学生の施設見学等を通じ、下水道の意義、効用についての知識を高めるPR活動を行い、下水道に関する市民意識の高揚を図ります。
	◇ 浄化槽の適正な維持管理について、周知啓発を図ります。
	◇ 排水等による水質汚濁防止に関する啓発を図ります。
③工場・事業所対策	◇ 水質汚濁防止に関する啓発を図ります。
	◇ 県と連携し、「水質汚濁防止法」や県条例に基づき、特定工場等に対し、立入検査を実施するなど規制・監視を行います。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	○ 身近な河川や海域の水質について注視します。	★	★	★
	○ 油や生ごみを流さない、洗剤の適量使用などにより、生活雑排水による汚濁を低減します。	★		★
②	○ 下水道への接続、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理などを行います。	★	★	
	○ 事業排水の処理を徹底します。		★	
	○ 水辺などのごみを持ち帰ります。	★		★
③	○ 水質汚濁に関心を持ち、異常を発見した場合は市に連絡します。	★		★
	○ 「水質汚濁防止法」を遵守し、特定工場等に対する立入検査に協力します。		★	
	○ 水質汚濁発生源への対策を講じます。		★	

コラム

川や海の水をきれいにするためにできること

単独浄化槽の場合、台所や洗濯で使用した生活排水は直接、川に流れていくため、水質汚濁の原因となります。例えば、家庭から天ぷら油 500ml を流したら、魚たちが川にすむことができる水質（BOD 5mg/ℓ以下）にするためには、風呂おけ 500 杯分のきれいな水が必要となります。川をきれいにするために、私たち一人ひとりができることを考えてみましょう。

【川や海をきれいにするための取り組み例】

- 油は使い切るよう工夫し、捨てる時は新聞紙などに染みこませて処理する。
- 流しの三角コーナーや排水口に水切り袋などを置く。
- 洗たく洗剤は、決められた量を計って使う。
- 風呂の残り湯は、洗たくや掃除に使う。
- 浄化槽の点検と清掃を定期的に行う。
- 身近な川や排水路の清掃に協力する。



環境分野 ▼基本目標1 きれいな空気 おいしい水 心安らぐ 環境のまちづくり

3 その他生活環境



環境目標 | 安心して暮らせる生活環境を維持する

課題

- 本市の公害苦情件数はここ数年、増加傾向にあり、特に大気汚染が多くなっています。また、空調機、楽器、ペットの鳴き声などの一般家庭からの騒音の苦情が問題になることが多く、これらは防止対策等の行政指導が困難で、問題解決には、市民一人ひとりの意識の醸成が必要です。
- 本市の悪臭発生源は近年、飲食店や動物の飼育、廃棄物の不正焼却等に変化しており、管理者による適正な管理体制が重要です。それぞれの発生源に適した形で悪臭防止の啓発・指導を行うことが必要です。
- 県と連携し、市民の生活環境が脅かされないよう有害化学物質対策を進める必要があります。また、悪臭の発生源にもなっている廃棄物の不正焼却防止の啓発により、ダイオキシン類の発生を防止することが必要です。
- 典型七公害以外の新しい環境問題に対応するため、県と連携して情報収集を行い、必要に応じた監視体制を検討することが必要です。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
公害苦情件数	35 件/年	15 件/年以下	0 件/年以下
愛護動物の迷惑行為に寄せられる苦情件数	37 件/年	15 件/年以下	0 件/年以下

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①騒音・振動、悪臭対策	◇ 日常生活に伴う騒音や悪臭を防止するための自主的な対策や配慮を促します。
	◇ 騒音、振動、悪臭の発生源抑止に関する指導をします。
	◇ 工場・事業所に対して、騒音、振動、悪臭、有害化学物質による環境汚染の発生防止に関する啓発を行います。
	◇ 「騒音規制法」「振動規制法」「悪臭防止法」や県条例に基づき、工場・事業所に対して規制・監視を行います。
②土壌汚染対策	◇ 県と連携し、土壌汚染の状況や汚染源となる物質の情報収集を行います。また、必要に応じて土壌の保全を図るための定点調査を実施します。
	◇ 県と連携し、工場・事業所に対して、土壌汚染防止に関する啓発を行います。
	◇ 県と連携し、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」「土壌汚染対策法」などに基づき、規制・監視や浄化対策の指導を行います。

施策	方針
②土壌汚染対策(続き)	◇ 農用地等が汚染源とならないよう、県や農協と連携し、農業者に対し化学肥料・農薬・除草剤などの適正使用の指導を推進します。
③有害化学物質への対策	◇ 県と連携し、必要に応じて観測地点や、新たな有害汚染物質など観測項目を追加します。
	◇ たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式の導入を推進します。
	◇ 廃棄物不正焼却防止の啓発を推進し、ダイオキシン類の発生防止に努めます。
	◇ ダイオキシン類の発生抑制に対応した廃棄物処理を推進します。
④その他生活環境の保全対策	◇ 日照障害、電波障害、光害等に関する情報を収集し、対策について検討します。
	◇ 用途地域の適正な規制・誘導により建物用途の混在を防止し、都市環境の保全や利便増進を図ります。
	◇ 県と連携し、愛護動物飼養者へ適正飼養に関する啓発を推進します。
	◇ 犬の登録制度の適正化を図るとともに、狂犬病予防注射接種率の向上に努めます。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	○ 日常生活から発生する騒音・振動、悪臭を防止します。	★		★
	○ 事業活動から発生する騒音・振動、悪臭を防止します。		★	
②	○ 庭や家庭菜園における化学肥料などを適正に使用します。	★		★
	○ 土壌汚染防止対策、有害化学物質の適正な管理を行います。		★	
③	○ 農業などにおいて化学肥料、農薬、除草剤などを適正に使用します。	★	★	
	○ ダイオキシン類が発生する野焼きなどを行いません。	★	★	★
④	○ 焼却施設の適正管理・運用、ダイオキシン類の測定・届出を行います。		★	
	○ 愛護動物の終生飼養や飼育マナーの遵守、適正な販売・管理に努めます。	★	★	★

colum
コラム

生活騒音への配慮

生活していく上で避けられない音、自分にとっては都合のよい音や楽しい音、快適な音が他の人にとっては不快な音、うるさい音として受けとられることがあります。この点を各個人が認識し、生活騒音問題を生じさせないために、日常生活における騒音防止の配慮、モラル、マナーの向上を図ることが必要です。また同時に日頃から隣人間の交流を図り、隣人にとって好ましくない音として受け止められないような良好な近隣関係を築きあげておくことも必要です。

【騒音をなくす5つの気くぱり】

- ①時間帯に配慮しましょう
- ②音がもれない工夫をしましょう
- ③音は小さくする工夫をしましょう
- ④音の小さい機器を選びましょう
- ⑤ご近所とのおつきあいを大切にしましょう

【資料：生活騒音（環境省）】

環境分野 ▼基本目標 2 恵まれた環境を守り育てる 自然豊かなまちづくり

4 自然環境



環境目標 | 豊かな自然を守り、将来の世代に引き継ぐ

課題

- 本市は、市域の約 45%が富士箱根伊豆国立公園区域に指定されているほか、伊豆半島ジオパークのジオサイトが分布しており、今後も緑豊かで良好な自然環境を保全・活用していく必要があります。
- 本市の総面積の約 55%を占める森林は、その半分が人工林です。人工林は資源として成熟していますが、担い手不足などにより、森林施業が行いにくい状況にあるため、森林ボランティアとの協働などにより、森林の保全と適正管理を推進していくことが必要です。
- 本市は樹園地及び畑の面積が減少し、耕作放棄地もみられるため、農地の保全や環境保全型農業の推進が必要です。
- 近年、自然への回帰と水とのふれあいの場として河川が見直され、海岸については、観光資源だけではなく、市民の憩いの場となっていることから、河川・海岸の積極的な保全・整備をしていく必要があります。
- 「伊東市水道水源保護条例」に基づき、水源の水質保全に取り組むとともに、水量の確保や水資源の有効活用も図る必要があります。また、豊富な温泉資源を観光に活用していくため、持続可能な利用を図っていく必要があります。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021 年度)	中間目標値 (2027 年度)	目標値 (2032 年度)
「伊東市森林整備計画」に基づき 間伐を行った森林面積（累計）	18.1 ha	25.8 ha 以上	33.3 ha 以上

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①良好な自然環境の 保全	◇ 伊豆半島ジオパークの活動及び第 1 種特別地域の国有化やナショナルトラスト運動を支援します。
	◇ 自然公園法の遵守を促すとともに、自然環境保全意識の普及啓発に努めます。
	◇ 「伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱」を適切に運用し、自然環境と調和した開発誘導します。
	◇ 市の巨木や名木の保護に努めます。
	◇ 「静岡県自然環境保全条例」に基づき、開発行為については、保全対策等を行うように事業者へ指導します。
②森林・農地の保全	◇ 二酸化炭素吸収源としての森林の保全を図るため、間伐や植栽を推進します。
	◇ 森林環境譲与税を活用し、森林整備の促進、森林保全活動の支援、森の力再生事業の促進を図ります。

施策	方針
②森林・農地の保全 (続き)	◇ 森林ボランティアとの協働により森づくりを推進します。
	◇ 松くい虫による被害や枯れ木現象の実態調査を通し、被害の防除に努めます。
	◇ 森林資源の利用を促進します。
	◇ 公共建築物・民間建築物における木造・木質化、地場木材の利用促進に向けた認証制度の取得を推進します。
	◇ 農業振興地域整備計画に基づき優良農地の確保を推進します。
	◇ 遊休農地の実態調査を行い、適正利用を推進します。
	◇ 環境保全型農業の推進により、農薬の使用量を削減します。
③親しみやすい水辺の 保全・創出	◇ 親しみやすい自然環境が残されている海浜、小川などの保全を図ります。
	◇ 人工河床を自然河床とし、親水護岸・親水公園の整備を推進します。
	◇ 憩いの場として、海辺に親しめるよう海岸環境の保全に努めます。
	◇ 「川のある湯のまち」の演出とともに、中心市街地を流れる伊東大川における水辺の創出を図ります。
④水資源の保全と有効 利用	◇ 有害物質等により発生する水問題に対しては、的確な情報収集や監視体制のもとに水質管理を徹底します。
	◇ 「伊東市水道水源保護条例」の適正な運用を図るとともに、その他の水源についても水質の保護に努めます。
	◇ 「静岡県水循環保全条例」に基づき、水源保全地域における土地取引・開発行為については、県と連携し健全な水循環の保全を図ります。
	◇ 水資源の大切さを呼びかけ、節水意識の高揚を図ります。
	◇ 水源のかん養となる森林や表土の保全に努めます。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	○ 「自然公園法」を遵守し、良好な自然や景観を保全します。	★	★	★
	○ 開発などを行う場合は、条例などに基づき、届出・調査・保全対策を行います。		★	
②	○ ごみを捨てないなど、環境維持に協力します。	★		★
③	○ 森林ボランティアへの参加など、森林の適正管理に協力します。	★	★	
	○ 森林や農地の所有者は適正な維持管理を行います。		★	
④	○ 節水を心掛けます。	★	★	★
	○ 「静岡県水循環保全条例」を遵守し、水源の保全に協力します。	★	★	★

環境分野 ▼基本目標2 恵まれた環境を守り育てる 自然豊かなまちづくり

5 身近な自然



環境目標 | うるおいある市街地を形成する

課題

- 野生鳥獣による被害や外来種の拡大などの問題が発生していることから、野生鳥獣による被害の未然防止や外来種の防除などを推進していく必要があります。
- 市の巨木や名木は、引き続き保護・保全していく必要があります。
- 本市の都市計画公園1人当たりの面積は、国の基準を下回っていることから、市街地では、憩いの場として、また遊びの場として未利用空地等をできる限り活用し、公園・広場や緑地を整備する必要があります。
- 本市の自然豊かな景観資源を生かした自然と調和したまちづくりを推進するため、市・市民・事業者・滞在者の協働の取り組みが必要です。また、規制のない小規模開発等や屋外広告物などにより、この美しい自然景観が損なわれないように、条例等の規制により積極的に保全していく必要があります。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
「海岸、高原、住宅地及び市街地の街並みなどの良好な景観の形成」に満足している市民の割合	58.9% (2019)	65%以上 (2025)	65%以上

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①野生鳥獣や外来種への対策	◇ 「伊東市鳥獣被害防止計画」に基づき、関係団体と連携した野生鳥獣の被害防止目的捕獲、防護柵の設置、意識啓発など、被害の防止を推進します。
	◇ 県と連携し、特定外来生物（オオキンケイギク、タイワンリスなど）に対する情報提供を行うとともに、防除を推進します。
②街中の緑の創出・緑地景観の形成	◇ 来園者が利用しやすい都市公園となるよう公園の再整備を推進します。
	◇ 緑化のための市民運動等を支援し、うるおいあるまちづくりを推進します。
	◇ 都市内にある里山などの大規模な緑地の保全に努めます。
	◇ 活用できる空き地等を利用し、緑化を推進するとともに、市民の緑化運動等を支援し、うるおいあるまちづくりを推進します。
	◇ 「伊東市景観形成基本計画」に基づき緑豊かな景観を守り育てます。
	◇ 市民の自主的なまちづくりや、個性を生かした景観形成を推進します。

施策	方針
③自然の恵みの活用	◇ 伊豆半島ジオパークの理念に基づき、大地が育んだ貴重な資産を保全し、持続可能な豊かな自然を生かした地域振興を推進します。
	◇ 城ヶ崎海岸、さくらの里、一碧湖などの自然や花木を生かした観光スポットや、自然や歴史を生かしたウォーキングコースを整備し、自然環境の保全と活用を図ります。
	◇ 「伊東市観光基本計画」に基づき、本市の自然環境を活かしたエコツーリズム等を展開し「健康保養都市」として個性ある観光地づくりを推進します。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	○ 野生鳥獣による被害を防止するため、防護柵の設置や、餌となるものを放置しないようにします。	★	★	
	○ 狩猟免許取得や狩猟者登録、野生鳥獣の個体数管理に協力します。	★	★	
	○ 他の地域からの生物を放流・移植したり、ペットなどの動物を野外に遺棄しません。	★	★	★
	○ 捕まえた外来種を他の場所へ放ちません。	★	★	★
②	○ 敷地内に木を植えたり、建物の壁面緑化・屋上緑化をします。	★	★	
	○ 建物は自然景観と調和したデザインや色彩とします。	★	★	
	○ 地域の緑化活動に参加します。	★	★	★
③	○ 伊豆半島ジオパークに関心を持ち、保全に協力します。	★	★	★
	○ ごみの持ち帰りなどにより、自然を大切にします。	★	★	★

colum
コラム

特定外来生物「オオキンケイギク」

特定外来生物に指定されているオオキンケイギクが、伊東市南部地域で確認されました。今後、市内全域に拡大することが予想されるため、市では市民の皆さんに駆除への協力をお願いしています。オオキンケイギクは、栽培、保管、運搬、輸入などが「外来生物法」により、禁止されています。違反をすると罰則があるため、絶対に持ち帰ったり、栽培をしたりしないでください。



【オオキンケイギクの駆除方法】

- ①根から引き抜く：根元から株ごと引き抜きましょう。多年草なので、根が残るとまた生えてきます。
- ②袋に入れて枯らせる：種子や根を落とさないよう袋を密閉して枯らしてください。
- ③燃えるごみとして出す

環境分野 ▼基本目標2 恵まれた環境を守り育てる 自然豊かなまちづくり

6 歴史的・文化的環境



環境目標 | 歴史・文化を継承する

課題

- 先人たちに愛され守られてきた本市の豊かな自然を保全し、次の世代に継承することが必要です。
- 本市の歴史・文化を継承するため、文化財保護法・条例等による指定登録等の有無に関わらず、文化財を保護することが必要です。
- 歴史的・文化的資源は観光資源などに活用しながら、自然と共生する地域社会の実現や伊東らしい景観形成に向けて、次の世代に適切に継承していくことが望まれます。
- 芸術文化に親しむ市民の活動を支援する対策が必要です。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
歴史文化に触れた人数*	3,553人/年	19,000人/年	20,000人/年

*木下空太郎記念館及び文化財管理センター入館人数並びに歴史講座等の参加人数

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①文化財の保護	◇ 講演会や講座により郷土の歴史を学ぶ機会を創出し、郷土を愛する心を育み、恵まれた自然環境や先人たちの築いた文化を守ります。
	◇ 市の歴史的環境や文化財を調査し、出版物やウェブサイトにより成果を情報発信することで、文化財の理解を深め、保護に繋がります。
	◇ 市民の協力や関係機関との連携により、文化財保全活動に取り組む団体・個人を支援・育成します。
②歴史的・文化的資源の活用	◇ 伊東らしい観光地づくりに、地域の歴史・郷土芸能や郷土にゆかりのある文学作品、東海館や木下空太郎記念館などの文化財を活用します。
	◇ 「伊東市景観条例」に基づき、景観形成の上で重要となる施設等や地区を指定し、個性的で魅力あふれる景観を守り、育て、つくります。
③芸術文化の振興	◇ 芸術祭や各種教室の充実に努め、芸術文化活動団体の活性化を図ります。

市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
①	○ 郷土の歴史を学び、地域の習慣や文化を継承します。	★	★
	○ 文化財を理解し、保護に協力します。	★	★
②	○ 歴史・郷土芸能、文学作品、文化財を観光活用します。	★	★
③	○ 芸術文化に取り組む団体・個人を支援します。	★	

指定文化財一覧

指定区分	名称	
国指定	天然記念物	葛見神社の大クス、八幡宮来宮神社社叢、蓮着寺のヤマモモ、大室山
	史跡	江戸城石垣石丁場跡
県指定	天然記念物	天照皇大神社社叢、林泉寺のフジ、比波預天神社のホルトノキ
	工芸品	太刀銘大和則長作
	無形民俗文化財	新井の大祭り諸行事
	有形民俗文化財	富戸の魚見小屋
	建造物	八幡宮来宮神社本殿・渡殿及び拝殿
	彫刻	木造宝冠阿弥陀如来坐像
	市指定	天然記念物
	史跡	伊東家の墓、河津三郎祐泰の血塚、木下空太郎生家、伝・伊東祐親の墓所、吉田隧道、江戸城に係る石丁場遺跡（洞ノ入1遺跡i地点）、鎌田城跡、東浦路（朝善寺道標一網代峠区間）
	工芸品	八幡宮来宮神社神輿（2基）、八幡宮来宮神社屋台、杉崎神社の鰐口、阿原田八幡神社の鰐口
	無形民俗文化財	伊東の鹿島踊（宇佐美初津）、伊東の鹿島踊（宇佐美八幡）、伊東の鹿島踊（湯川）、伊東の鹿島踊（新井）、伊東の鹿島踊（富戸）
	建造物	天照皇大神社本殿、旧木造温泉旅館東海館、三島神社本殿 附棟札2枚、比波預天神社本殿 附棟札2枚
	彫刻	浜崎家の木造毘沙門天立像
	典籍	鳴戸吉兵衛写本「伊東誌」
	歴史資料	元禄地震津波供養塔（行蓮寺）、元禄地震津波供養塔（佛現寺）、元禄地震津波供養塔（恵鏡院）

【資料：生涯学習課】



照葉樹林

照葉樹林とは、冬でも落葉しない広葉樹で、葉の表面のクチクラ層（角質の層）が発達した光沢の強い深緑色の葉を持つ樹木に覆われた森林のことで、シイ、タブノキ、クスノキ、サカキ、ヤブツバキ、ヤマモモなどが該当し、西南日本、台湾、ヒマラヤ、東南アジアの山地とアジア大陸東岸など主に降雨量の多い亜熱帯から温帯に分布しています。

日本の照葉樹林は、土地利用による落葉広葉樹林への遷移や、針葉樹の植林によって、その大部分が失われ、現在まとまった自然林は少なく、社寺林や急斜面などに断片的に残っているに過ぎませんが、本市の城ヶ崎海岸には、照葉樹の自然林が散見されます。特に門脇灯台付近では、ヒメユズリハが純林といえるほどの群落となっており、本ページ記載のとおり、市の天然記念物にも指定されています。

環境分野 ▼基本目標3 資源を大切にし 環境にやさしいまちづくり

7 廃棄物



環境目標 | 3R（ごみの減量・再利用・再資源化）を推進する

課題

- 本市の1人1日当たりのごみ排出量は、県平均や全国平均より多くなっています。そのため、さらなるごみの減量化・再資源化に向け、分別の徹底や3Rの推進について積極的な広報、啓発を行っていく必要があります。
- 山間部などを中心に不法投棄がみられることから、パトロールの強化や看板の設置など、関係機関と連携しながら不法投棄の未然防止に取り組む必要があります。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
ごみ排出量（1人1日当たり）	1,284 g/人・日	1,236 g/人・日	1,136 g/人・日
最終処分量（1人1日当たり）	14 g/人・日	14 g/人・日	13 g/人・日

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①3R（ごみの減量・再利用・再資源化）の推進	◇ 新たな分別品目の追加や分別方法の周知徹底など、啓発、教育、指導活動等を実施し、ごみの排出抑制及び再資源化を推進します。
	◇ コンポスト、電動式生ごみ処理機の設置費補助や食品ロス削減の啓発により、家庭ごみの減量を推進します。
	◇ 多量の一般廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみの発生・排出抑制の指導を行います。
	◇ 剪定枝のチップ化など、ごみの減量化・再資源化に努めます。
	◇ 宿泊施設や飲食店等と協力し、食べ残し等の食品ロスを削減します。
	◇ プラスチック容器包装及び使用製品の回収・再資源化により、海洋プラスチックごみの削減を図ります。
	◇ 古紙の分別の徹底、古着の回収・再資源化を推進します。
②ごみの適正処理の推進	◇ 小型家電の回収・再資源化を推進します。
	◇ 低公害型のごみ収集車の導入など、環境にやさしい収集運搬に努めます。
	◇ 周辺環境に配慮した処理施設の適正な運転管理や整備に努めます。
	◇ 最終処分量の抑制、埋立ごみの飛散防止や浸出水処理施設の適正な維持管理を行います。
	◇ 「伊東市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速な災害廃棄物の処理に努めます。

施策	方針
③ごみの不法投棄等の防止	◇ 空き缶等のポイ捨て防止の啓発及び散乱ごみの収集による美観の保全を図ります。
	◇ 県と連携し、ごみの不法投棄防止パトロールによる不法投棄の未然防止に努めます。
	◇ 投棄防止柵や監視カメラ等の設置による再発防止対策に取り組みます。
	◇ 地域住民やボランティア団体が行う美化活動に協力します。
	◇ 市民・事業者等へ市内一斉清掃活動を呼びかけ、実施します。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
○ 3R（ごみの減量・再利用・再資源化）を実践します。	★	★	★
① ○ 食品ロスやプラスチックの削減に協力します。	★	★	★
○ 生ごみの水切りや堆肥化に努めます。	★	★	★
② ○ ごみの分別、資源回収に協力します。	★	★	★
○ 産業廃棄物を適正に処理します。		★	
③ ○ 不法投棄の発見、不法投棄がしにくい環境づくりに協力します。	★	★	
○ 地域環境の美化活動に参加します。	★	★	★

colum
コラム

海洋プラスチックごみ（マイクロプラスチック）

海洋プラスチックごみのなかで、近年注目されているのがマイクロプラスチックの問題です。

マイクロプラスチックとは、海洋などの環境中に拡散した微小なプラスチック粒子のことで、大きさが5mm以下のものを指します。海洋を漂流するプラスチックごみが紫外線や波浪によって微小な断片になったものや、合成繊維の衣料の洗濯排水に含まれる繊維、また研磨材として使用されてきたマイクロビーズなどが含まれます。

これらのマイクロプラスチックは、無意識のうちに生物の体内に取り込まれているという研究報告があります。そのため、使い捨てプラスチック製品の削減やプラスチック以外の素材への転換などが求められています。



マイクロプラスチック

colum
コラム

伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例

本市では、清潔で美しい景観を保全し、快適な生活環境を確保するために、「1996（平成8）年10月1日から「伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例（平成8年伊東市条例第6号）」を施行しています。同条例では、市民（空き缶などの持ち帰り、回収容器等への収納など）、事業者（空き缶等の回収容器の設置と適正管理、消費者や旅行者に対する意識啓発）、行政（清潔で美しい景観の保全・快適な生活環境を確保するための施策の計画・実施、市民や事業者などに対する意識啓発や自主的活動への支援）それぞれの役割を定めるとともに、ポイ捨て行為を禁止しています。

環境分野 ▼基本目標3 資源を大切にし 環境にやさしいまちづくり

8 地球環境



環境目標 | 地球環境への影響を認識し、伊東から貢献する

課題

- 本市域からの二酸化炭素排出量は年々減少傾向にあり、2019（令和元）年度は2013（平成25）年度と比べて25.5%減少しています。しかし、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で46%、2050（令和32）年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指すためには、市民・滞在者・事業者・市が協力し、さらなる温室効果ガスの削減に向けた取り組みの推進が必要です。
- 温室効果ガスの排出を抑制するため、環境への負荷が少なく枯渇の心配がない再生可能エネルギーの有効利用が求められています。2020（令和2）年度における本市の消費電力に占める再生可能エネルギー発電量の比率は8.9%となっており、今後はさらに比率を高めていく必要があります。
- 大規模な太陽光発電施設等の設置については、自然環境や風致景観の保護及び生物多様性の確保など、自然環境との調和や地域住民の理解が必要です。
- 次世代自動車の普及や公共交通の利用促進を図り、交通の脱炭素化を推進していく必要があります。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
市域の温室効果ガス排出量の削減率	2013年度基準	46% (2030年度)	100% (2050年度)
市役所の温室効果ガス総排出量	13,720 t-CO ₂	10,290 t-CO ₂	6,860 t-CO ₂
太陽光発電システム設置世帯数（累計）※	1,701 世帯	2,114 世帯	2,693 世帯
鉄道、路線バス、デマンド交通、タクシーの年間利用者数	8,651 千人/年 (2019)	現状維持 (2025)	現状維持

※2009（平成21）年度末からの累計

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①横断的な取り組み	◇ 2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の宣言をします。
	◇ 温室効果ガスの削減に向けた情報提供と啓発に努めます。
	◇ 気候変動に対する適応策を推進します。
②再生可能エネルギーの利用促進	◇ 太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及啓発、調査・研究等に努めます。
	◇ 産業・業務その他部門の施設への再生可能エネルギーの導入に努めます。
	◇ 営農型太陽光発電の導入に努めます。
	◇ 公共施設の整備等に当たっては、再生可能エネルギー発電などの優先的な導入に努めます。

施策	方針
③産業・業務その他・家庭部門の省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共施設の保有建築物の ZEB 化の推進、省エネルギー型の設備・機器の優先的な導入に努めます。 ◇ 建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ住宅に係る普及啓発に努めます。 ◇ 地場産材を用いた高断熱、再生可能エネルギー導入住宅の普及啓発に努めます。 ◇ HEMS、計測器・表示器など、高効率設備・機器及びエネルギー利用効率のコージェネレーションの普及に努めます。 ◇ 公営住宅における省エネ設備・機器の率先導入を進めます。 ◇ 施設園芸における省エネ設備導入や、農機の省エネ使用、省エネ漁船への転換に関する普及啓発に努めます。 ◇ 省エネルギー型の事業活動の工夫について、意識の啓発に努めます。 ◇ 地球温暖化防止対策のための国民運動「COOL CHOICE」の推進など、省エネ行動の重要性に関する意識改革を進めます。 ◇ 省エネルギー関連技術、温暖化対策関連技術等を開発する IT 企業のサテライトオフィスを誘致・支援します。 ◇ ノンフロン製品についての情報提供や、フロン類使用製品の適正な処理を推進します。
④運輸部門の省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ エコドライブの普及啓発に努めます。 ◇ 次世代自動車の普及に努めます。 ◇ 公用車の次世代自動車への順次転換を行うとともに、公共施設等の次世代自動車インフラの整備拡大を図ります。 ◇ 自動車の使用を自粛し、自転車や徒歩による移動及びエネルギー利用効率の高い鉄道・バス等の公共輸送機関の積極的な活用を啓発します。
⑤土地利用、交通、街区・地区づくりにおける脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域住民や職場、学校などを対象とし、公共交通に関するモビリティ・マネジメントを実施します。 ◇ 公共交通機関の利用を促進します。 ◇ 市自主運行バス（生活路線バス）など収支上課題のある路線の維持に向けた行政補助を実施します。 ◇ 路線バスの運行ルートや運行本数の見直しを検討するほか、必要に応じ路線や乗継拠点などの検討を行います。 ◇ 伊豆市と連携し、広域路線バスの維持、収支改善に向けた検討を実施します。 ◇ 鉄道と路線バスの接続の向上を図ります。 ◇ 渋滞の緩和対策を検討し、円滑な交通のための道路網の整備を行います。 ◇ 公共施設や集客施設については、徒歩、自転車、公共交通機関が便利な地区への新規立地や郊外から移転を誘導するなどの措置を講じます。 ◇ 「立地適正化計画」に基づき、脱炭素型地区・街区の形成を推進します。
⑥その他地球環境問題対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共事業における熱帯林材を用いた資材や備品の使用削減に努め、森林保護に努めます。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	○ 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」、地球温暖化の問題に関心を持ちます。	★	★	★
	○ 気候変動に対する適応策を実践します。	★	★	★
②	○ 太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入するとともに、自然環境との調和に配慮します。	★	★	
	○ 営農型太陽光発電の導入に努めます。		★	
③	○ 省エネルギー型の住宅、設備・機器を積極的に導入します。	★	★	
	○ 節電など省エネルギーの取り組みを積極的に行います。	★	★	
	○ 不要となったフロン類の回収を徹底します。		★	
	○ ノンフロン製品を選択します。	★	★	★
④	○ アイドリングストップ、急加速をしないなど、環境に配慮したエコドライブを実践します。	★	★	★
	○ 自動車を使わずに、徒歩や自転車を積極的に利用します。	★	★	★
	○ 自動車の買い替え時には、次世代自動車に切り替えます。	★	★	
⑤	○ 電車やバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。	★	★	★
⑥	○ 建設工事などに熱帯林材を使わないようにします。		★	

colum
コラム

緩和策と適応策

地球温暖化対策には大きく分けて「緩和策」と「適応策」があります。緩和策は、従来から行われている省エネルギーや再生可能エネルギーの普及、植物による二酸化炭素の吸収促進など温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことです。その一方で、防災・減災対策や農作物の品種変更、熱中症や感染症への対策など、既に起こりつつある地球温暖化による影響を軽減するための取り組みを適応策といいます。今後はこの緩和策と適応策の両方を同時に進めていく必要があります。

緩和

原因を少なく

2つの
気候変動対策

緩和策の例

節電・省エネ
エコカーの普及
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす
温室効果ガスを減らす

適応

影響に備える

適応策の例

感染症予防のため虫刺されに注意
熱中症予防
災害に備える
水利用の工夫
高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

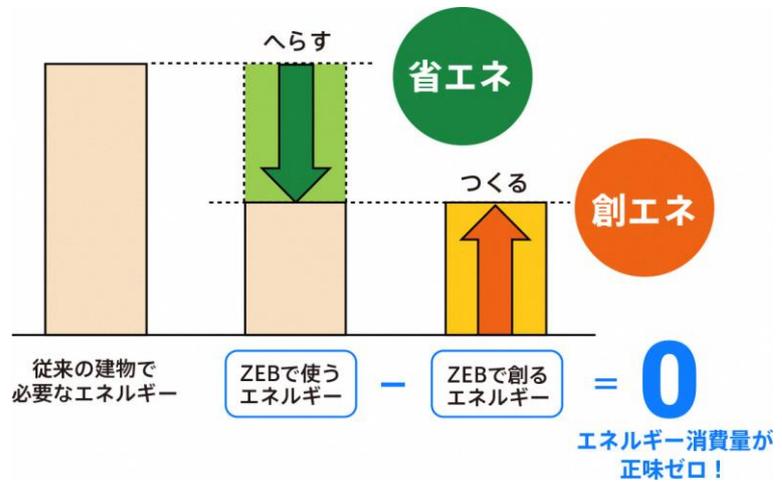
【資料：気候変動適応情報プラットフォーム（環境省）】

colum
コラム

ZEB

ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称です。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。



【資料：環境省・ゼブポータル・ウェブサイト】

colum
コラム

次世代自動車

次世代自動車は、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車です。具体的には、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車を指します。

また、災害による停電等の発生時において、電気自動車や燃料電池自動車は非常用電源としての活用も期待されています。



燃料電池自動車

【資料：環境省】

colum
コラム

スマートムーブ

smart move（スマートムーブ）とは、日常生活の様々な移動手段を工夫し、二酸化炭素排出量を削減しようとする取り組みです。家庭から排出される二酸化炭素では、自動車からの排出量が全体の1/4程度を占めています。毎日の通勤・通学・買い物や旅行で意識的に歩いたり、自転車や公共交通機関を利用したり、自動車の使い方を工夫するなど、二酸化炭素排出量の少ない移動を実践することで、健康にもよく、快適で地球にもやさしい暮らし方ができます。

「移動」を「エコ」に。



【資料：環境省】

9 環境学習



環境目標 | 環境にやさしい人づくりを進める

課題

- 2021（令和3）年度に実施した環境意識調査の結果によると、環境に関する講演会・イベント・セミナーへの参加が少ない状況です。環境教育・環境学習に関する講座への参加しやすい環境づくりが必要です。
- 環境学習コーディネーターや関係団体等が持っている情報等についても引き続き整備し、提供できる体制づくりが必要です。
- 環境学習は、幅広い年齢層の皆様に関心を持っていただくことが重要です。これには、学校や家庭での環境学習に加え、様々な環境分野で活動している個人や団体との連携と交流を深めることが必要です。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
図書館における環境資料の購入冊数	20冊	50冊	65冊
環境学習講座の参加人数	790人/年	850人/年	900人/年

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①環境学習の場や機会の提供	◇ 大川浄水場・奥野ダム・環境美化センター・終末処理場等への施設見学を継続します。
	◇ 環境学習リーダー派遣事業を活用するなど、自然の中の体験学習を継続します。
	◇ 環境月間行事や各種イベントを通じて、市民の環境に対する関心を喚起します。
	◇ 消費生活特別講座等において環境学習の機会の提供に努めます。
	◇ 生涯学習講座や小学生ふるさと教室などを通して、環境学習の機会や情報を提供します。
②環境情報の整備と提供	◇ 小中学校や高等教育機関、関係行政機関等との連携により、環境学習を推進します。
	◇ 教育関連機関と連携し、環境学習の情報提供に努めます。
	◇ 市民や事業者が持っている環境学習に役立つ情報を収集・整理し、提供します。
	◇ 図書館において環境資料の特集を組むなど、市民への環境情報を提供します。
③人材の活用	◇ 環境の様々な分野で活動している個人（環境カウンセラー等）や団体との交流や連携の機会を増やします。

市民・事業者・滞在者の取り組み		市民	事業者	滞在者
①	○ 環境について話し合う機会を設け、みんなで考えます。	★	★	★
	○ 自然観察会や勉強会など、環境学習の機会の開催に協力・参加します。	★		★
	○ 社員に対して環境保全に関する勉強会などを開催し、意識向上に努めます。		★	
②	○ 環境についての情報を収集・発信します。	★	★	★
	○ 図書館を利用して環境情報を収集します。	★		
③	○ 環境学習の講師として活動します。	★	★	★

colum
コラム

静岡県環境学習コーディネーター制度

環境教育に関する様々な相談に対応する「静岡県環境学習コーディネーター制度」が始まりました。学習会の講師・フィールドの紹介や、体験型の学習会の進め方など、県に登録されたコーディネーターが無料でご相談に応じています。

コーディネーター登録制度の内容や各コーディネーターの連絡先については、県が解説するホームページ「環境学習データバンク」をご覧ください。

→参照 URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-020/ecobank/top.html>



10 環境保全活動・環境配慮



環境目標 | みんなで協力し、よりよい環境づくりを進める

課題

- 自治会・町内会、ボランティア、NPO、事業者等が行う環境保全の取り組みを把握し、協働して環境保全の活動を推進することが必要です。
- 2021（令和3）年度に実施した環境意識調査の結果によると、地域や団体、グループでの環境保全活動への参加が少ない状況です。そのため、環境保全活動を実施する団体の情報を収集し、情報提供により市民の環境保全活動への参加意欲の向上を図ることが必要です。
- 「伊東市役所地球温暖化対策実行計画」では、市自らが率先して温室効果ガスの削減や省エネルギー行動を実践し、今後も市民・事業者の見本となるような積極的な取り組みを推進していく必要があります。



環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①環境保全活動の推進	◇ 消費生活特別講座等において、環境保全活動のための情報を提供します。
	◇ 自治会・町内会やグループ、ボランティア、NPO、事業者等が行う環境保全活動を把握し、その支援に努めます。
	◇ 環境保全活動の実践にあたっては、市の施設や資材の提供に努めます。
	◇ 海・山などを自然とふれあえる体験の場として活用し、環境保全活動への参加意識の向上を図ります。
②環境配慮行動の普及	◇ 各施策に SDGs の目指す 17 のゴールを関連付けた「伊東市総合計画」に基づき、環境・経済・社会の側面から環境保全対策を総合的に推進します。
	◇ 消費生活特別講座等において、環境にやさしい暮らしの情報を提供します。
	◇ 観光地や観光施設における環境美化を啓発する看板などにより、観光客の環境に配慮する意識の向上を図ります。
	◇ 広報などによる環境にやさしい暮らしの情報提供に努めます。
	◇ マイカー通勤者の協力を得てノーカーデーの普及啓発に努めます。
③行政の環境配慮率先行動の推進	◇ 各種事業施工に際しては、自然型工法などによる環境に配慮した整備を推進します。
	◇ 「伊東市役所地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの削減や省エネルギー行動を実践します。
	◇ 地球温暖化防止策として、緑の大切さを啓発することや、緑の募金運動を通じて、緑化を推進します。
	◇ 省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入に努めます。

施策	方針
③行政の環境配慮優先行動の推進	◇ 率先して環境物品等の調達を推進します。（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）
④環境ビジネスの支援	◇ 地球温暖化に関する環境ビジネスを支援します。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	○ 町内会やグループ、ボランティア、NPO、事業者が行う環境保全活動に参加します。	★	★	★
②	○ 環境負荷の低減に配慮した生活や事業活動を行います。	★	★	★
③	○ 市が行う環境配慮に関心をもち、協力します。	★	★	★
④	○ 地球温暖化に関する環境ビジネスを行います。		★	

colum
コラム

ふじのくに COOL チャレンジ「クルポ」

「クルポ」とは、スマートフォン専用アプリを使って自分のエコ活動を「見える化」し、気軽に楽しみながら温暖化防止活動に取り組める全世代参加型の新しい県民運動です。貯まったポイントでクオカード等プレゼントの抽選に応募できます。

市内では、健康福祉センター、伊東温泉競輪場、市立図書館の「クールシェア」、市役所の「リサイクルボックス」などでポイントが貯まります。



colum
コラム

環境保全のためのパネル展示の実施

本市では、6月の環境月間に合わせたパネル展を市役所1階で開催しています。市民に環境保全への関心を高めてもらおうと、2022（令和4）年度に初開催したもので、地球温暖化の原因や温暖化の影響とみられる世界各地での異常高温、災害などをパネルで解説しました。また、市内でのごみの収集に関連してびんの分別方法を周知し、色によって分けて出すよう、実物を置いて分かりやすく啓発したほか、古紙の回収から再生までのリサイクルの仕組みも紹介しました。

colum
コラム

環境物品等の調達

環境物品等の調達とは、「グリーン購入」とも呼ばれており、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいいます。エコマーク（環境負荷の少ない製品）やグリーンマーク（古紙を原料に再生利用した製品）などの環境ラベルが参考になります。



エコマーク



グリーンマーク